

ユニフォーム規程詳細

JFAユニフォーム規程と、ユニフォーム広告掲示申請についてご説明します。

1) 「ユニフォーム規程」

ユニフォームとは…

公式試合で各チームが着用するシャツ、ショーツ、ソックスの総称です。

第5条及び第9条においては、GKキャップ、GKグローブ及びキャプテンアームバンドについても言及しています。

※適用除外

日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）、日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）【チャレンジリーグは除く】、および日本フットサルリーグ（Fリーグ）のユニフォームについては本規程を適用しません。

※その他

ユニフォーム規程に定めがない事項については、競技規則又は大会要項によるものとします。競技規則又は大会要項にも定めがない事項については本協会又は公式競技会主催者の判断に従ってください。

掲示項目（必須）

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	チーム名※	300cm以下	チームエンブレムとの併置可
	選手番号	縦10~15cm	第4種の選手と身長150cm未満の選手は適宜縮小可
シャツ 胸	チームエンブレム※	100cm以下	チーム名との併置可
シャツ 背面	選手番号	縦25~35cm	第4種の選手と身長150cm未満の選手は適宜縮小可

※チーム名・エンブレムのいずれかの表示必須。併置可。

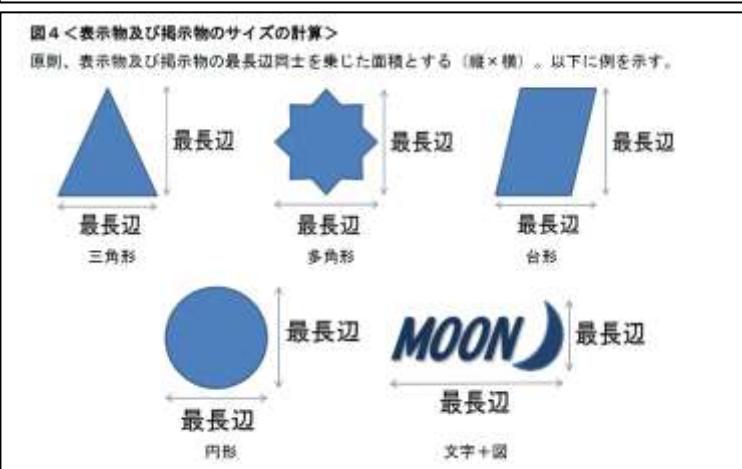
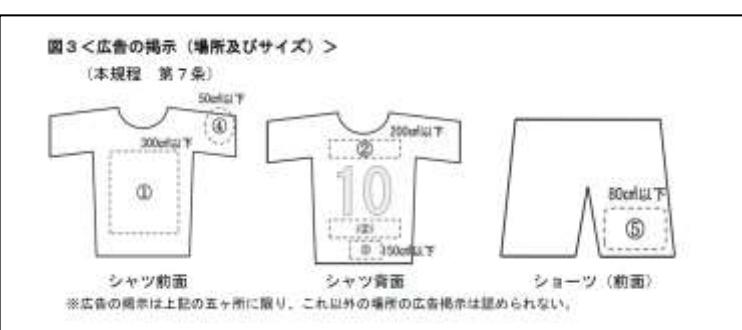
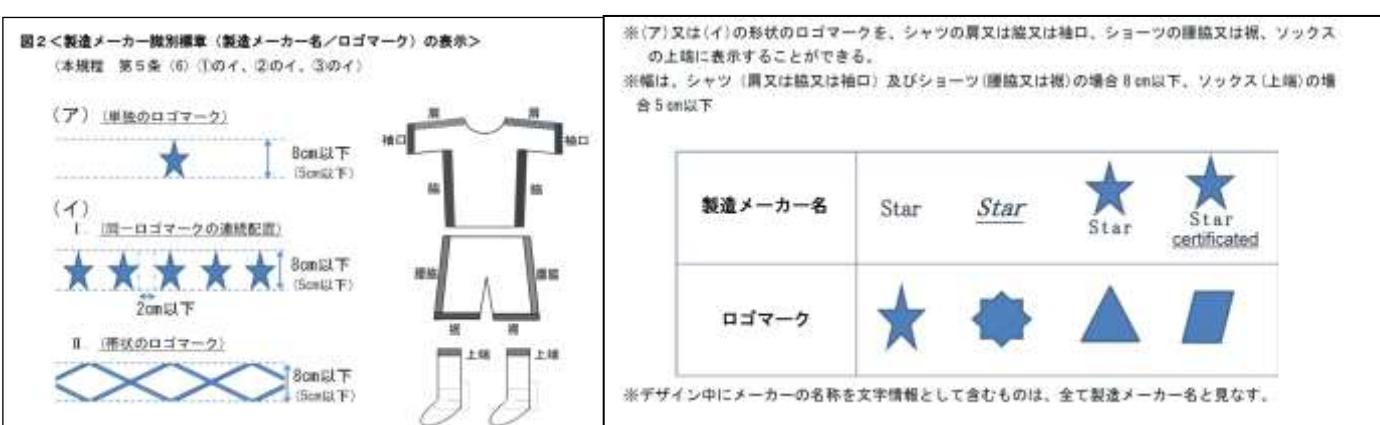
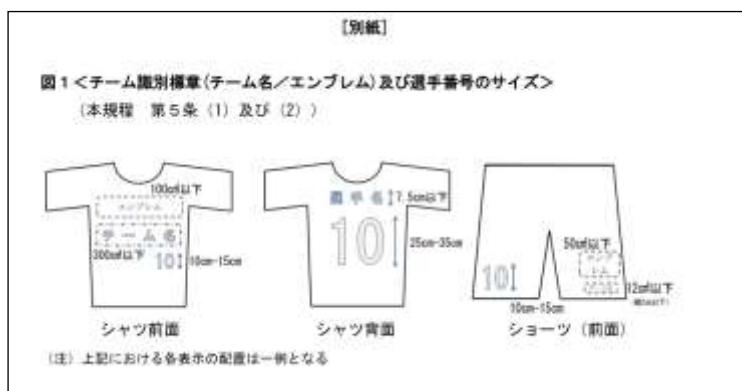
掲示可項目（任意）

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	ホームタウン名又は活動地域名	50cm以下	
	大会マーク	300cm以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 胸	製造メーカー名又は製造メーカーロゴマーク	20cm以下	
シャツ 背面	選手名	縦7.5cm以下	背面の選手番号の上（該当箇所に広告掲示がある場合は選手番号の下）
	チームエンブレム	5cm以下	シャツ背面の選手番号の中に掲示可
	大会マーク	200cm以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 背面裾	大会マーク	150cm以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 袖	ホームタウン名又は活動地域名	50cm以下	
	大会マーク	50cm以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 両肩 シャツ 両脇 シャツ 両袖口	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅8cm以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを1ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
ショーツ 前面	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右どちらかに 1ヶ所 チームエンブレムと併置する場合は左右どちらか同じ側
	チームエンブレム	50 cm以下	左右どちらかに 1ヶ所 チーム名と併置する場合は左右どちらか同じ側
	選手番号	縦 10~15 cm	左右どちらかに 1ヶ所
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	ショーツ背面との併置は不可
ショーツ 背面	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	ショーツ前面との併置は不可
ショーツ 両腰脇 ショーツ 両裾	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅 8 cm以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを 1ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置
ソックス	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右 1ヶ所ずつ チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	左右 1ヶ所ずつ チーム名との併置不可
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	各 20 cm以下	左右 1ヶ所ずつの場合
		各 10 cm以下	左右 2箇所ずつの場合
ソックス上端	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅 5 cm以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを 1ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置
GK グローブ	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右どちらかに 1ヶ所又は両方に 1ヶ所ずつ ※チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	左右どちらかに 1ヶ所又は両方に 1ヶ所ずつ ※チーム名との併置不可
	選手番号	縦 2 cm以下	
	選手名	縦 2 cm以下	
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	各 20 cm以下	左右任意の場所に 1ヶ所ずつ
GK キャップ	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	チーム名との併置不可
	選手名	縦 2 cm以下	
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	任意の場所に 1ヶ所
キャプテンアームバンド	「C」「Captain」「キャプテン」等	50 cm以下	キャプテンであることを意味する文字は可
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	50 cm以下	キャプテンであることを意味する文字と併置可。 ただその場合は両方合わせて 50 cm以下。

要申請（ユニフォーム広告掲示申請）項目 <申請方法は 2) 以降を参照>

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	広告	300 cm ² 以下	チーム名をシャツ背面に掲示する場合は【チーム広告】扱いとなり、申請が必要です。
シャツ 背面		200 cm ² 以下	
シャツ 背面裾		150 cm ² 以下	
シャツ 左袖		50 cm ² 以下	
ショーツ 左前		80 cm ² 以下	



2) ユニフォーム広告掲示申請

ユニフォーム広告掲示申請とは…

- ✓ 年度ごとに申請が必要です
- ✓ 掲示可能箇所は、最大 5 箇所です
 - シャツ前面 1ヶ所 選手番号の上部または下部に 300 cm²を超えないサイズ
 - シャツ背面 1ヶ所 選手番号の上部または選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その上部に 200 cm²を超えないサイズ
 - シャツ背面裾 1ヶ所 選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に 150 cm²を超えないサイズ
 - シャツ左袖 1ヶ所 50 cm²を超えないサイズ
 - ショーツ前面左 1ヶ所 80 cm²を超えないサイズ
- ✓ 同一スポンサーであっても、正・副で異なるデザインの掲示をする場合は、それぞれ申請が必要です
- ✓ 広告内容は『公序良俗に反しない内容』であることが必須条件です
また、政治的・宗教的・個人的なメッセージ（チームスローガン含む）を掲出することも禁止されています。判断ができない場合は、JFAにお問い合わせください。

申請方法

- ✓ 書式 書式第 3 -1 号：ユニフォーム広告申請書
尚、申請年度のクラブ申請が承認済で、同クラブ内のチームが同箇所に同内容の広告を掲示する場合は「書式第 3 - 2 号：ユニフォーム広告申請書（クラブ用）」を使用
- ✓ 必要事項 上記書式に以下の点を記入またはデザイン画等を添付
 - 広告社名 正式名称で記載（例 ×：スバル ○：富士重工業株式会社）
 - 業種 審査時の判断材料となります
 - 広告のサイズ 審査時の判断材料となります
 - 広告掲出料 JFA にて情報を蓄積しています
 - デザイン 広告の具体的表記について記載、写真またはデータ添付でも可
- ✓ 申請～承認 チームは申請書を完成させ、原本を千葉 F A へ提出
千葉 F A にて申請書の内容を確認。不備がなければ承認印押印後 JFA へ郵送
JFA にて審査（不備がみつかった場合は、千葉 F A へ差戻し）
JFA は承認後、回答書を作成し、チームへ郵送

申請料

- ✓ 申請料 1ヶ所（1 デザイン）当たり ¥10,000 + 消費税
- ✓ お金の流れ 以下指定口座にチーム名にて申請料のお支払い（入金確認後、JFA へ申請します）
«振込先» 千葉銀行 穴川特別出張所 普通 3232121
公益社団法人千葉県サッカー協会 会長 青木克己

3) Q & A

ユニフォーム規程に関するもの

質問	回答
チーム名とエンブレムを併記したい	○ チーム名とエンブレムの併記は可能 ※（ユニフォーム規程参照）
製造メーカーが揃わない	○ 同色で用意できればよい
シャツ背面にチーム名を入れたい	△ 広告として申請→承認を得れば、掲示可能
前面と背面で色が異なるシャツを着用したい	✗ 前面と背面の色彩は同じでなければいけない
ユニフォームを黒色で作りたい	✗ 黒色は審判員が着用するカラーのため
チームのスローガンを掲示したい	✗ 国際評議会の決定により、個人的なメッセージ(チームスローガン含む)は掲示不可
チーム名を略称/別称で掲示したい	✗ 原則、登録名称のみ可 リーグや大会内にて内諾が取れている場合はこの限りではない
選手名をニックネームで掲示したい	✗ 原則、登録名のみ可
背番号の中にメーカー名を入れたい	✗ シャツ背面はメーカー名を入れてよい箇所ではない ※チームエンブレムは可（ユニフォーム規程参照）
選手番号 0をつけたい	✗ 選手番号は 1～99 の整数のみ使用可
正・副のショーツを兼用してよいか	✗ 正・副 2 組のユニフォームを用意する
違反した場合、どうなるのか	- 違反掲示は、マスキング措置
アンダーシャツについて	- 競技規則に該当、審判員に判断を仰ぐ

ユニフォーム広告に関するもの

質問	回答
正・副で異なる広告デザインを掲示したい	○ 正・副それぞれで申請（及び申請料）が必要 ※同じデザインで正・副で色違いのみの場合は 1 申請で可
クラブ内の異なるチームで同一の広告を掲示したい	○ 同一クラブ内の複数チームが、同一の広告を掲示する場合 1 つの申請で承認を得ればよい。（書式第 3-2 号を使用） 同一クラブ内のチームであっても、広告が異なる場合はチーム毎の申請とする
ユニフォームに円形広告を掲示したい	△ 広告サイズ(面積)は四角形の最長辺×最長辺で計測する 四角形の面積がサイズ内であれば掲載可 例えば、直径 15 cm の円形広告を付ける場合、 実際の円面積は $3.14 \times 7.5 \times 7.5 = 176.6 \text{ cm}^2$ だが 広告サイズ(面積)は $15 \times 15 = 225 \text{ cm}^2$ となる
t o t o の助成を受けているため掲示義務があるのだが、掲示してよいか	○ <u>広告とはみなさないが、掲示箇所とサイズを確認するため、要申請</u> （受領した旨の回答書を発行する） <u>申請料は不要</u>
未成年チームだが、酒販店広告を掲示したい	✗ 未成年チームにお酒の広告は不可